## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則

第 | 章 総則

(名称)

第 I 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
  - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
  - (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
  - (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
  - (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
  - (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 高島市を代表する者
  - (2) 高島市議会を代表する者
  - (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
  - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 5名以内
  - (3) 常任委員 50名以内
  - (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、高島市長をもって充てる。
- 2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為(民事上のものに限る。)については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 6 項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

- 第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。
- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

#### 第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。
  - (I) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会

(総会)

- 第 1 1 条 総会は、会長および委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定および改廃に関すること。

- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。) の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会 に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前 3 項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第 14 条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないと き、または総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することがで きる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第 15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、 総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第 19 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高島市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年 | |月 | 日から施行する。

付 則

Ⅰ この会則は、令和4年8月Ⅰ7日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員である者は、それぞれ、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の方針、計画および関係諸規程中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 | 条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則(令和4年8月 | 7日施行)第 | 3 条第 4 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。
  - (1) 委員長 1人
  - (2) 副委員長 1人

(役員の選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市 実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または 書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、会議に出席したもの とみなす。
- 3 会議の議事は、出席専門委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表 決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

- 第7条 委員長は、必要に応じ、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について、調査研究等 を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの 条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委 員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとす る。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。 (委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月 | 5日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

# 別表 (第2条関係)

名 称	付託事項	委任事項
総務企画	I 総務企画に関すること。	左記付託する事項のう
専門委員会	2 財務に関すること。	ち、事業の実施に関する
	3 広報に関すること。	こと。
	4 市民協働に関すること。	
	5 観光および接伴に関すること。	
	6 他の専門委員会に属さない事項に関す	
	ること。	
競技式典	I 競技に関すること。	左記付託する事項のう
専門委員会	2 式典に関すること。	ち、事業の実施に関する
	3 施設に関すること。	こと。
	4 その他競技式典に関すること。	
宿泊衛生	I 宿泊に関すること。	左記付託する事項のう
専門委員会	2 医事および衛生に関すること。	ち、事業の実施に関する
	3 その他宿泊衛生に関すること。	こと。
輸送交通	I 輸送および交通に関すること。	左記付託する事項のう
専門委員会	2 警備および消防に関すること。	ち、事業の実施に関する
	3 その他輸送交通に関すること。	こと。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通基本計画

#### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者(以下「大会参加者」という。)ならびに一般観覧者の輸送および交通については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合計画」に基づき、交通事業者およびその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、輸送交通体制の確立を図る。

#### 2 内容

### (1) 輸送対策

#### ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

#### イ 計画輸送

競技会場、練習会場および宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況等から 必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

### ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、 別に定める。

## (2) 交通対策

#### ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署およびその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

#### イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両および歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場および練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

#### (3) 駐車場対策

### ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場および練習会場ならびにその周辺における確保に努め、必要に 応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

#### イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一

般車両(一般観覧者車両を含む。)と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

## (4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等 の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

## 3 その他

上記における輸送交通については、「第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災基本計画

#### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者の警備および消防防災については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合計画」に基づき、競技会場およびその他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察、消防およびその他関係機関と緊密に連携し、警備および消防防災体制の確立を図る。

#### 2 内容

### (1) 警備対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設および沿道等(以下「競技会場等」という。)における事件および事故の防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、関係機関および関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯 罪の防止に努める。

## (2) 消防防災対策

- ア 競技会場等の火災、その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集·伝達、 避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止および災害発生時の被害の軽減を図る ため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

#### (3) 大規模災害·突発重大事案対策

高島市地域防災計画を踏まえ、競技会場等における大規模災害および突発重大事案発生時には、関係機関および関係団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導救急・救助等に関する諸対策を講じる。

#### (4) 関係機関等との連絡調整

警備および消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとと もに、連絡体制を確立する。

#### 3 その他

上記における警備消防防災については、「第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通業務実施要項

### Ⅰ 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市輸送交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連 絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等(以下「関係機関等」という。)の協力 を得て、輸送交通業務を実施する。

### 3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- 工 報道員、視察員
- 才 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者
- (2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。 ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

- (3) 輸送交通業務の範囲
  - ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅および指 定駐車場、その他関連諸行事の会場(以下「競技会場等」という。)の相互間とする。
  - イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

#### 4 輸送交通業務の内容

- (I) 輸送業務の内容
  - ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計 画を策定する。

#### イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を 設定する。

### ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

#### 工 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

### オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって高島市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に 応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

### カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が高島市と高島市以外の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行 委員会と協議のうえ、必要に応じて、輸送を実施する。

#### キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、 必要な措置を講じる。

### ク バス・タクシー乗降場の設置および係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に 乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

#### ケ 全国輸送との連携

#### (ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督および役員等の下車駅等を、宿泊地の最 寄り駅等から I か所以上設定する。

#### (イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

#### (2) 輸送力の確保

#### ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更 および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

#### イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

### ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

#### (3) 交通業務の内容

### ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

#### イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等およびその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

#### ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係 員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

#### エ 路上駐車の防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力 を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

#### オ 指定駐車場の確保および開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の 確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な 措置を講じる。

#### カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

#### キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

#### ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対し、公 共交通機関の利用の促進および自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止および自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

#### ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策および 大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施 について、関係機関へ協力を求める。

### 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA輝く障スポ」については、「第24回 全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき 実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月22日から施行する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災業務実施要項

### Ⅰ 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市警備消防防災基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における警備および消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施期間

警備および消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める大会前および大会期間中とする。

### 3 実施場所

警備および消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等(以下「競技会場等」という。)とする。

### 4 実施体制

(1) 大会前

実行委員会は、関係機関・関係団体等(以下「関係機関等」という。)との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会期間中

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて、競技会場等の警備業務および消防防災業務を実施する。

#### 5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会前

- (ア)競技会場等における警備体制の確立に関すること。
- (イ)実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ)施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育および訓練に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

#### イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関すること。
- (イ) 競技会場等における交通誘導警備に関すること。
- (ウ)選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の競技会場等での誘導および混雑防止の措置に関すること。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関すること。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 迷子および遺失物等への対応に関すること。
- (キ)入退場者管理に関すること。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。
- (3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

#### 6 消防防災業務

- (1) 基本的事項
  - ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
  - イ 高島市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- (2) 実施内容

#### ア 大会前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の高揚と啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

#### イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒および鎮圧に関すること。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関すること。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難 誘導に関すること。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 広域配宿に係る対策 広域配宿に係る対策については、宿泊地市町および関係機関等と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関等と連携を図り実施する。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備および消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA輝く障スポ」については、「第24回 全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき 実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月22日から施行する。

平成 25 年(2013 年)10 月 31 日 第 1 回 常 任 委 員 会 決 定 令和元年(2019 年)5月 17 日 第 7 回 総 会 一 部 改 正

# 第79回国民スポーツ大会 県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、 経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大 会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

#### 2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画 の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担 当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日 第 6 回 常 任 委 員 会 決 定 令和元年(2019 年)5月 17 日 第 7 回 総 会 一 部 改 正

## 第79回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目

第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目の考え方を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

## 別表

## 1 総務企画

## (1)総務関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 総合計画	<ol> <li>開催基本方針の決定</li> <li>開催準備総合計画の策定</li> <li>開催基本構想の策定</li> </ol>	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備 (実行) 委員会	1 県準備(実行)委員会の設置および運営 2 県準備(実行)委員会事務局の運営	1 会場地市町準備(実行)委員会の設置および運営 2 会場地市町準備(実行)委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益 財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技 団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡 調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議およ	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団 体等との連絡調整	び報告事項の調整 1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育(スポーツ)協会および関係県競技団 体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等 に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定 および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する 協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、 案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成お よび配付
9 招待者等	<ol> <li>大会招待者および競技会招待者の範囲の決定</li> <li>大会招待者名簿の作成</li> <li>招待券および視察員証の発行</li> <li>大会招待者の招待および接遇</li> </ol>	<ol> <li>競技会招待者の範囲案の作成</li> <li>競技会招待者名簿の作成</li> <li>会場地市町関係招待券の配付</li> <li>競技会招待者の招待および接遇</li> </ol>
10 参加章等	<ul><li>1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の 作成</li><li>2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作 成および配付</li></ul>	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員 の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製お よび配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の 服飾の調製および配付 2 競技役員および競技補助員の服飾の調製ならび に配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付

	2 大会報告書の作成および配付	2 競技会報告書の作成および配付
		3 大会報告書の作成資料の提供および協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成および提出	1 開催申請書の作成協力
14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議および全国報道者	1 競技別監督会議の開催
	会議等の開催	
15 自衛隊協力要請	1 自衛隊等協力要請計画の策定	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定
等	2 自衛隊等との協議および協力協定の締結	2 競技会の自衛隊協力の受入れ

## (2) 財務関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行および決算	1 会場地市町における国体予算の編成、執行およ
	2 大会開催に関する予算の編成および決算	び決算
		2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定および計画の策	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
	定	
	2 募金・企業協賛の推進	
3 入場料・入場券	1 開・閉会式および競技会入場料金の決定	1 競技会入場料金案の作成
	2 開・閉会式入場券の作成および販売	2 競技会入場券の作成および販売
	3 競技会入場券販売の協力	3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成	1 競技会場地内の売店設置に関する指導および規
	2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導お	制
	よび規制	
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成	1 標章等の使用許可申請に関する指導
	2 標章等の使用許可申請の受付および許可	

## (3) 文化プログラム関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 文化プログラム	<ul> <li>1 文化プログラム基本方針の決定および実施計画の策定</li> <li>2 文化プログラム実施事業の選定</li> <li>3 県における文化プログラム事業の企画および実施</li> <li>4 広報リーフレット、ポスターの作成および配布</li> </ul>	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の 策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画 および実施

## (4) 行幸啓関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置および運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定および接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会および市町等関係機 関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定および計画等の策定	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定および接件 の実施 3 会場地市町における御休憩所、御座所等の整備
	8 警衛本部の設置および運営	

## (5) 歓迎·案内関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察
	2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員	員等に対する接伴計画の策定および実施
	等に対する接伴計画の策定および実施	2 総合案内所および開・閉会式会場における休憩
	3 総合案内所および開・閉会式会場における休憩	所運営の協力
	所の設置および運営	3 会場地市町における案内所・休憩所の設置およ
	4 接伴員の手引きの作成および配付	び運営
	5 開・閉会式における接伴員および案内所員の編	4 会場地市町における接伴員および案内所係員の
	成および研修会の実施	編成および研修会の実施
2 歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等
	2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	
3 観光紹介等	1 県内観光地および物産等の紹介	1 会場地市町における観光地および物産等の紹介
	2 観光ガイドブック等の作成および配布	2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成および
	3 特産品、土産品の紹介および販売指導	配布
		3 会場地市町の特産品、土産品の紹介および販売
		指導
4 資料袋	1 資料袋の作成および配付	1 会場地市町における資料袋の配付

## 2 施設整備

## (1)施設関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 競技施設等	1 競技施設基準の策定	1 競技会場および練習会場となる市町有施設の整
	2 競技会場および練習会場の選定	備計画の策定および整備
	3 競技施設整備計画の策定	2 競技会場および練習会場の仮設施設の整備
	4 競技会場および練習会場となる県有施設の整備	3 競技会場および練習会場となる民間施設等との
	計画の策定および整備	連絡調整
	5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保	1 競技会のための駐車場の確保
	2 競技会のための駐車場の確保の協力	2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成および配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定および	1 競技会場管理計画の策定
	計画の策定	2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置および
	2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置	環境整備
	および環境整備	3 競技会場の運営および管理
	3 開・閉会式会場の運営および管理	4 競技会場美化計画の策定および実施
	4 開・閉会式会場美化計画の策定および実施	

## (2)情報通信関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における情報通信計画の策定
	2 情報通信関係機関との連絡調整	
2 情報通信施設の	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策
架設・運営	定	定
	2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設および	2 会場地市町における情報通信施設の架設および
	運営	運営

3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設
および運営
4 総合案内所の情報通信施設の架設および運営

## 3 競技運営

項目	県	会 場 地 市 町
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成および配付	1 競技別実施要項の作成および配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成および配付 2 参加申込書の受付、整理および会場地市町との 連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理および県との連 絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定および計画の策定 定 3 競技役員および競技補助員の編成および養成 4 県外競技役員数の決定および旅費基準の作成	1 競技役員および競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員および競技補助員の養成への協力 3 競技会係員および競技会補助員の編成および養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員および競技 会補助員の委嘱状、礼状等の作成および配付 5 競技役員等の必携の作成および配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の 決定 2 総合プログラムの作成および配付 3 競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成お よび配付	1 競技別プログラムの作成および配付 2 総合プログラム、競技別日程表および競技組合 せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置および運営 2 記録業務基本方針の決定および計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理および発表 5 記録本部員および補助員の編成および養成	<ol> <li>競技記録本部への情報通信体制の整備</li> <li>競技別記録の収集および速報</li> <li>会場地市町における記録係員、補助員の編成および養成</li> <li>記録係員必携の作成</li> </ol>
7 総合成績	1 総合成績の得点計算および順位決定 2 総合成績計算係員および補助員の養成	1 競技別成績の得点計算および順位決定ならびに 競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員および補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成および交付 2 競技別表彰状および賞状の作成および配付	1 競技別表彰状および賞状の筆耕および交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	<ul><li>1 公開競技実施基本方針の決定</li><li>2 公開競技の選定</li><li>3 公開競技開催申請書の提出</li></ul>	1 公開競技の実施
11 デモンストレー ションスポーツ	<ul><li>1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の 決定</li><li>2 デモンストレーションスポーツの選定</li><li>3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出</li></ul>	<ul><li>1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定</li><li>2 デモンストレーションスポーツの実施</li></ul>
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定および計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査および基礎調査の実施 3 競技会場および練習会場となる県有施設の競技	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場および練習会場となる市町有施設の競 技用備品の整備

用備品の整備	4 競技会場および練習会場となる施設の競技用消
	耗品、運営用備品および運営用消耗品の整備

## 4 広報・県民運動

## (1) 広報関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 広報活動	1 広報基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における広報計画の策定
	2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定お	2 県発行各種広報媒体物の配布協力
	よび普及	3 会場地市町における各種広報媒体物の作成およ
	3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒	び管理
	体物の作成および管理	4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置およ
	4 広告塔等宣伝工作物の設置および管理	び管理
	5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等によ	5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テ
	る広報の実施	レビ、ラジオ等による広報の実施
	6 イメージソング等の制定および普及	6 イメージソング等の普及
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整	1 会場地市町における報道機関との連絡調整
	2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対	2 会場地市町における報道機関の取材活動に対す
	する協力	る協力
	3 報道員ハンドブックの作成および配付	
	4 航空規制計画の策定および実施	
	5 報道本部の設置および運営	
3 記録映像等	1 記録映像等の作成および管理	1 競技等記録映像撮影および撮影の協力
	2 大会記録写真の撮影および記録写真集の製作	2 競技会記録写真の撮影
		3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	1 県記念行事の計画策定および実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定および
		実施

# (2) 県民運動関係

項目	県	会 場 地 市 町		
1 県民運動	1 県民運動基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における県民運動推進計画の策定		
	2 全県的な県民運動の推進	2 会場地市町における県民運動の推進		
	3 県民運動推進のための各種媒体物の作成および	3 会場地市町における県民運動推進のための各種		
	配布	媒体物の作成および配布		
	4 県民運動実践団体との連携	4 会場地市町における県民運動実践団体との連携		
2 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集およ		
	および養成	び養成		

## 5 式典

項目	県	会 場 地 市 町
1 開・閉会式等	1 式典基本方針の決定および計画の策定	1 競技会表彰式実施要領の作成および実施
	2 式典基本構想の策定	2 競技会表彰式進行計画の策定
	3 開・閉会式運営要項の作成	3 開・閉会式の実施協力
	4 開・閉会式進行計画の策定	4 会場地市町における炬火イベントの実施
	5 係員編成計画の策定および係員の編成	
	6 開・閉会式の実施	
	7 炬火イベント基本方針の決定	

	8 炬火イベントの実施	
2 式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定お よび実施要項の作成ならびに実施 2 式典演技出演者の編成および養成 3 式典演技の用具等の整備および服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成および養成への協力
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊および合唱隊の編成および養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定および式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成および養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備および装飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定および 実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定 および養成	1 競技会場内放送計画の策定および実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の 選定および養成

# 6 宿泊・衛生

## (1)宿泊関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 宿泊施設等実態	1 宿泊施設等実態調査の実施	1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施
調査	2 県内宿泊施設台帳の作成	および作成
		2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における配宿計画の策定
	2 総合配宿計画の策定および広域配宿に関する連	2 広域配宿の実施および引き受け市町との連絡調
	絡調整	整
	3 宿泊料金等の決定および協定の締結	3 配宿の実施
	4 宿泊要項の作成	4 会場地市町における配宿施設名簿の作成
	5 県内配宿施設名簿の作成および配付	
	6 宿泊本部の設置および運営	
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善(バリアフリー対策を含む。)	1 会場地市町における宿泊施設等の改善(バリア
	の指導および連絡調整	フリー対策を含む。)の指導
		2 会場地市町における宿舎案内図、標識、表示板、
		料金表等の作成および配付
4 民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定
		2 会場地市町における民泊協力者の調査および連
		絡調整
		3 民泊協力者の決定および指導
5 標準献立	1 標準献立作成方針の決定	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の
	2 標準献立表の作成および指導	開催
	3 標準献立普及講習会の開催	
6 国体弁当	1 弁当調達計画の策定	1 会場地市町における弁当調達計画の策定
	2 開・閉会式における弁当の調達および斡旋	2 会場地市町における弁当の調達および斡旋
	3 国体弁当調理講習会の開催	
7 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整

## (2)衛生関係

項目	県	会 場 地 市 町
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成	1 会場地市町における医療救護計画等の策定
	2 医療機関との連絡調整	2 会場地市町における医療機関との連絡調整
	3 救護本部の設置および運営	3 競技会場、練習会場における救護所の設置およ
	4 開・閉会式における救護所等の設置および救急	び救急車の配置ならびに救護の実施
	車の配置ならびに救護の実施	
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力
	2 食品衛生の監視指導	2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催
	3 食品衛生講習会の開催	3 会場地市町における食品衛生に関する普及・啓
	4 食品衛生に関する普及・啓発	発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成	1 会場地市町における環境衛生関係営業施設の整
	2 環境衛生関係営業施設の整備指導	備指導の協力
	3 清掃パトロール計画の策定	2 清掃パトロールの実施
	4 環境衛生に関する普及・啓発	3 会場地市町における環境衛生に関する普及・啓
		発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成	1 会場地市町における宿泊施設および食品営業関
	2 宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断の	係者等の健康診断実施
	実施	2 会場地市町における予防・防疫の監視指導
	3 予防・防疫の監視指導	3 会場地市町における予防・防疫に関する普及・
	4 予防・防疫に関する普及・啓発	啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成	1 馬事衛生対策の実施
	2 馬事衛生対策の実施	
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実	1 会場地市町おける廃棄物減量化・リサイクル計
	施	画の策定および実施

## 7 輸送・交通

項目	県	会 場 地 市 町
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における輸送計画の策定
	2 全国輸送計画の策定	2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
	3 開・閉会式輸送計画の策定	
	4 輸送機関との連絡調整	
2 大会参加者等輸	1 輸送本部の設置および運営	1 会場地市町における大会参加者等の輸送
送	2 開・閉会式における大会参加者等の輸送	2 会場地市町における輸送交通の案内
	3 開・閉会式における輸送交通の案内	
3 配車・車両借上げ	1 開・閉会式配車計画の策定	1 会場地市町における配車計画の策定
等	2 車両の借上げ、斡旋および配車	2 会場地市町における車両の借上げ、斡旋および
		配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
	2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理および運営	1 会場地市町における駐車場の管理および運営
	2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成およ	2 会場地市町における駐車ステッカーの作成およ
	び暫己付	び配付
6 交通計画·交通規	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定(再	1 会場地市町における交通計画の策定
制	掲)	2 会場地市町における交通案内図の作成および配
	2 開・閉会式における交通案内図の作成および配	布
	布	3 会場地市町における交通案内標識等の設置

3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制および交通整理の 実施	4 会場地市町における交通整理の実施
--	--------------------

## 8 警備・消防

項目	県	会 場 地 市 町		
1 警備	1 警備基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における警備計画の策定		
	2 警備本部の設置および運営	2 競技会場等における警備の実施		
	3 開・閉会式における警備の実施	3 会場地市町における警備上必要な資材の整備		
	4 警備用装備資材の整備			
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における消防防災計画の策定		
	2 消防防災本部の設置および運営	2 会場地市町における消防防災の実施		
	3 開・閉会式における消防防災の実施			

注)県、会場地市町の業務の項目および内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日 第 6 回常任委員会決定

令和元年(2019年)5月17日

第7回総会一部改正

令和5年(2023年)7月28日

第2回常任委員会一部改正

# わたSHIGA輝く障スポ 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会、以下「障スポ」という。)の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

#### 1 業務分担

- (1) 県が担当する業務 障スポの実施に係る業務で会場地市町が担当する業務以外のもの
- (2) 会場地市町が担当する業務
  - ① 競技会の運営への協力に関する業務
  - ② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務
  - ③ 競技会場および練習会場となる市町立施設・設備の整備に関する業務
- (3) 県と会場地市町の業務分担の主な内容は、別表1のとおりとする。

#### 2 経費負担

- (1) 県が負担する経費 障スポの実施に係る経費で会場地市町が負担する経費以外のもの
- (2) 会場地市町が負担する経費
  - ① 競技会および競技会実施本部の運営に係る市町職員の人件費および 事務費
  - ② 会場地市町が独自で行う事業に要する経費
- (3) 県と会場地市町の経費負担の主な内容は、別表2のとおりとする。

### 3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

## 別表 1

区分	主な内容	県	市町
	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	0	0
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	0	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	0	協力
	大会実施本部員等必携の作成	0	
総務企画	競技会実施本部員等必携の作成	0	協力
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	0	
	行啓・お成り	0	協力
	会場地市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	0	協力
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理	0	協力
   施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	0	協力
旭以走佣	競技会場の管理・清掃美化	0	協力
	競技実施要項の策定	0	
	競技別実施要領の策定	0	
   競技運営	競技別プログラムの作成	0	協力
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)	0	協力
	競技用具の整備	0	協力
	競技役員等の養成および編成	0	
	各種広報媒体物・行事等における大会PR	0	0
	県民運動の推進	0	
広報•	市町における県民運動の推進		0
県民運動	各種ボランティアの募集・養成・登録	0	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	0	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整	0	協力
	配宿計画の作成および配宿の実施	0	
	弁当の調達・斡旋	0	協力
宿泊•衛生	弁当引換所の運営・管理	0	協力
	医療救護計画の策定	0	協力
	救護所等の運営・管理	0	協力
	輸送計画の策定	0	協力
輸送•交通	輸送の実施、駐車場の確保	0	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施	0	協力
警備・消防 ┣	消防防災計画・警備計画の策定	0	協力
	消防防災・警備の実施	0	協力

## 別表 2

区 分	主な内容	県	市町	備考	
	大会従事者の保険	0			
	大会招待者に対する招待状の発送	0		市町独自招待分は市町負担	
	IDカードの作成	0			
総務企画	実施本部員、各種ボランティア、	0			
秘伤止四	大会関係者の服飾				
	式典の企画・運営	0			
	行啓・お成り	0			
	案内所の設置(看板・ブース等)	0			
	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	0			
	会場使用料	0			
施設整備	トイレ・スロープ等仮設物の設置	0		市町の判断で常設設備または、	
	音響設備、通信機器等の配備	0		市町独自の仮設設備(装飾等)	
	会場装飾、看板、サイン表示等	0		の整備を行う場合は市町負担	
	競技会実施本部員の旅費			生規則 短扇 ·	
	(県…県職員・市町…市町職員)			先催県視察、宿泊も含む	
	競技会実施本部員の時間外勤務手当				
	(県…県職員・市町…市町職員)				
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷				
	(県…県職員・市町…市町職員)				
	実施本部の備品および消耗品	0		市町独自調達分は市町負担	
競技運営	競技運営(競技運営主管団体への委託)	0			
	競技役員等の養成・編成	0			
	競技用具の整備	0		国スポと調整・連携	
	表彰物品の作成	0		大会メダル等	
	プログラムの印刷			市町独自プログラムを作成する	
				場合は市町負担	
	市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費			内容については競技団体等と	
	等			の調整が必要	
広報· 県民運動	印刷物・広報物品等の作成			市町独自作成分は市町負担	
	広報イベントの開催	0		市町独自実施分は市町負担	
	ボランティアの募集・養成			古町独自宝歩八八古町名田	
<b>不以是到</b>	(パンフレット作成、研修等)			市町独自実施分は市町負担	
	ボランティアの保険・弁当	0			
<b>完治</b> . 焦. 生	選手団等の配宿	0			
宿泊·衛生	救護所の設置	0			
輸送•交通	計画バス等の運行	0			